

花巻労働基準監督署発表
令和7年4月17日(木)

【照会先】花巻労働基準監督署
署長 渡辺 幸輝
○監督課長 橋本 良太
電話 0198-23-5231

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 貨物自動車の作業計画を作成していなかった疑い ～

花巻労働基準監督署（署長 渡辺 幸輝）は、本日、法人及び同社専務取締役を労働安全衛生法違反の疑いで盛岡地方検察庁花巻支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年9月11日、岩手県花巻市大迫町外川目地内の市道の補修作業現場内において、車両系荷役運搬機械である貨物自動車を用いて作業を行わせる際、あらかじめ貨物自動車の作業計画を作成していなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 県南造園土木株式会社（法人）
所在地：岩手県奥州市水沢真城
事業内容：土木工事業等
- (2) 被疑者A（専務取締役）

2 違反条文

被疑者県南造園土木株式会社、被疑者Aともに、
労働安全衛生法違反
同法第20条第1号（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第151条の3第1項（作業計画）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年9月11日、岩手県花巻市大迫町外川目地内の市道の補修作業現場内において、市道の補修作業を行っていた県南造園土木株式会社の労働者Bが、同社の労働者Cが運転する貨物自動車（最大積載量約4トンのダンプトラック）に轢かれて死亡する労働災害が発生したものの。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、貨物自動車等の車両系荷役運搬機械を用いた作業の労働災害を防止するため、あらかじめ当該作業に係る作業計画を定めなければならないことが規定されていますが、災害発生当時、このような作業計画をあらかじめ作成しなかった疑いがあるものです。

【関連条文一覧】

○労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）（抄）

（事業者の講ずべき措置等）

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者

（両罰規定）

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）（抄）

（作業計画）

第 151 条の 3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第 151 条の 7 までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。